平成２６年（フ）第５２６４号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ42―107号
債務者　増見三四子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８０号
大阪市港区港晴２丁目３番１―804号
債務者　アールアンドピー大阪こと　井上　聰
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８７号
大阪市此花区春日出中２丁目９番21号　愛媛マンション
債務者　たこべいこと　長田　和雄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２６号
大阪市中央区材木町２番16―604号
債務者　宮地　光司
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１号
大阪府摂津市三島３丁目16番28―202号　ソレイユ・壱番館
債務者　鶴田　和男
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６号
大阪市中央区高津２丁目４番21―403号　ＭＣ高津レジデンス
債務者　濵田　宏眞
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７号
大阪府吹田市五月が丘南６番１―420号
債務者　石井由美子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番21―502号
債務者　岩田　利明
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３号
大阪市西成区旭１丁目７番16号ハイツアサヒ103
債務者　山中　俊郎
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７号
神戸市東灘区青木６丁目８番38―415号
債務者　水口　好子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
兵庫県丹波市氷上町石生2318番地４　ポワールマンション101号
債務者　中　　和美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
兵庫県南あわじ市伊加利2490番地　伊加利団地Ｂ19号
債務者　斉藤美枝子こと　齊藤美枝子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
兵庫県南あわじ市伊加利2490番地　伊加利団地Ｂ19号
債務者　斉藤司こと　齊藤　　司
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県南あわじ市湊1004番地３　松下住宅Ｈ号
債務者　斉藤幸二こと　齊藤　幸二
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県南あわじ市湊1004番地３　松下住宅Ｈ号
債務者　斉藤亜紀こと　齊藤　亜紀
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０１号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地６　壺川市営住宅１棟5007
債務者　宮城　洋二
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１７号
沖縄県豊見城市字高嶺439番地27　豊見城団地市改良住宅Ｌ―207号
債務者　仲尾次　亮
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部